

熊本市上下水道局給水装置工事設計施工基準 令和3年度改訂新旧改訂表

			新	旧																												
P2-6	表2-3	修正	<p>表 2-3 給水用具の標準使用水量 (流速 2m/s 以内とする)</p> <table border="1"> <tr> <td>給水栓口径 (mm)</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>標準流量 (ℓ/min)</td> <td>15</td> <td>37</td> <td>58</td> <td>151</td> <td>235</td> <td>530</td> </tr> </table>	給水栓口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	標準流量 (ℓ/min)	15	37	58	151	235	530	<p>表 2-3 給水用具の標準使用水量 (流速 2m/s 以内とする)</p> <table border="1"> <tr> <td>給水栓口径 (mm)</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>標準流量 (ℓ/min)</td> <td>15</td> <td>37</td> <td>58</td> <td>151</td> <td>250</td> <td>530</td> </tr> </table>	給水栓口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	標準流量 (ℓ/min)	15	37	58	151	250	530
給水栓口径 (mm)	13	20	25	40	50	75																										
標準流量 (ℓ/min)	15	37	58	151	235	530																										
給水栓口径 (mm)	13	20	25	40	50	75																										
標準流量 (ℓ/min)	15	37	58	151	250	530																										
P3-1	3.1	修正	<p>工事の申し込み(条例第10条)は、「申込者」又は「申込者より委任を受けた指定工事業者」が給水装置工事申込書・指定給水装置工事事業者工事施工承認申請書・・・</p> <p>3. 給水管から分岐しようとする場合は、その所有者の同意を得ること。また、同意書等の写しを提出すること。</p> <p>4. 申込者以外の者が所有する土地又は家屋に給水装置を設ける場合は、その所有者の同意を得ること。</p> <p>6. 申請者が、市内に居住しないときは、市内に居住する代理人を置き、その代理人の住所及び氏名を記入すること。(条例第5条)</p> <p>7. 同意や内容確認については、その旨を申請書に記載すること。</p>	<p>工事の申し込み(条例第10条)は、「申込者」又は「申込者より委任を受けた指定工事業者」が給水装置工事申込書・指定給水装置工事事業者工事施工許可申請書・・・</p> <p>3. 給水管から分岐しようとする場合は、その所有者の同意を申請書に得ること。</p> <p>4. 申込者以外の者が所有する土地又は家屋に給水装置を設ける場合は、その所有者の同意を申請書に得ること。</p> <p>6. 申請者が、市内に居住しないときは、市内に居住する代理人を置き、その代理人の住所及び氏名を記入し押印すること。(条例第5条)</p> <p>7. 同意や内容確認については、その旨を特記事項に記載の上、申請者及び利害関係者の氏名を記入し押印すること。※別紙でも可</p>																												
P3-3	3.7	修正	<p>宅地開発地区域内の各区画へ分岐工事を行なう場合は、原則として申請時に区画毎加入金を納入すること。(「第10章 開発行為等における水道施設の整備(無償譲渡)」に該当する場合はこの限りではない。)</p>	<p>宅地開発地区域内の各区画へ分岐工事を行なう場合は、原則として申請時に区画毎加入金を納入すること。分岐管所有者に関する承諾印を不要とする旨を申請書に記入した場合はこの限りではない。</p>																												
P4-1	4.2	修正 追加	<p>2. 配水管への取付口の位置は、他の給水管の分岐位置から30センチメートル以上離すこと。(施行令第6条第1項第1号)</p> <p>6. 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル分水栓、割T字管又はチーズ、T字管を用いること。なお、割T字管を用いるとき、配水管が耐震管の場合は、耐震用割T字管を使用すること。</p>	<p>2. 配水管への取付口の位置は、他の給水管の分岐位置から30センチメートル以上離すこと。(施行令第5条第1項第1号)</p> <p>6. 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル分水栓、割工字管又はチーズ、工字管を用いること。</p>																												
P4-14	4.15	修正	<p>1. 断水区域内の使用者に、チラシ、電話、口頭等により断水日時及び区域、交通規制、その他必要事項を周知徹底すること。</p>	<p>1. 断水区域内の使用者に、チラシ、電話、口頭等により断水日時及び区域、交通規制、その他必要事項を周知徹底させること。</p>																												
様式			新	旧																												
様-1	修正	直結(3階建・増圧)式給水事前協議書	直結(3階建・増圧)式給水事前協議書																													
様-3	修正	水圧測定記録表	水圧測定記録表																													
様-5	修正	直結増圧式給水装置に関する維持管理誓約書	直結増圧式給水装置に関する維持管理誓約書																													
様-7	修正	開発行為に伴う給水計画協議申請書	開発行為に伴う給水計画協議申請書																													
様-8	修正	給水装置工事申込書・指定給水装置工事事業者工事施工承認申請書	給水装置工事申込書・指定給水装置工事事業者工事施工許可申請書																													
様-9	修正	給水装置工事計画図	給水装置工事計画図																													
様-10	修正	給水装置工事検査願	給水装置工事検査願																													
様-11	修正	給水装置工事竣工図(甲)	給水装置工事竣工図(甲)																													
様-16	修正	竣工検査手直完了報告書	竣工検査手直完了報告書																													
様-17	修正	スプリンクラー設置届	スプリンクラー設置届																													
様-18	修正	住宅用スプリンクラー設置についての承諾書	住宅用スプリンクラー設置についての承諾書																													
様-19	修正	受水槽チェックリスト	受水槽チェックリスト																													
様-20	修正	消火・消火補給水槽チェックリスト	消火・消火補給水槽チェックリスト																													